

3 月 3 日 (第 1 号)

平成27年第1回豊能町議会定例会会議録目次

平成27年3月3日（第1号）

出席議員	1
議事日程	2
開会の宣告	4
町長あいさつ	4
開議の宣告	4
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
町長の町政運営方針について	5

（議案提案説明）

第5号議案	豊能町子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例制定の件	1 1
第6号議案	豊能町指定介護予防支援事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例制定の件	1 3
第7号議案	豊能町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例制定の件	1 4
第8号議案	豊能町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例制定の件	1 4
第9号議案	豊能町行政手続条例改正の件	1 6
第10号議案	豊能町一般職の職員の給与に関する条例改正の件	1 7
第11号議案	職員の管理職手当に関する条例改正の件	1 8
第12号議案	職員の退職手当に関する条例改正の件	1 8
第13号議案	豊能町立認定こども園条例改正の件	1 9
第14号議案	豊能町乳幼児等の医療費の助成に関する条例等改正の件	2 0

第 1 5 号議案	豊能町介護保険条例改正の件……………	2 0
第 1 6 号議案	大阪府豊能地区教職員人事協議会規約の変更 に関する協議について……………	2 1
第 1 7 号議案	平成 2 6 年度豊能町一般会計補正予算の件……………	2 2
第 1 8 号議案	平成 2 6 年度豊能町国民健康保険特別会計事 業勘定補正予算の件……………	2 3
第 1 9 号議案	平成 2 6 年度豊能町後期高齢者医療特別会計 補正予算の件……………	2 4
第 2 0 号議案	平成 2 6 年度豊能町介護保険特別会計事業勘 定補正予算の件……………	2 4
第 2 1 号議案	平成 2 6 年度豊能町下水道事業特別会計補正 予算の件……………	2 5
第 2 2 号議案	平成 2 7 年度豊能町一般会計予算の件……………	2 6
第 2 3 号議案	平成 2 7 年度豊能町国民健康保険特別会計事 業勘定予算の件……………	2 8
第 2 4 号議案	平成 2 7 年度豊能町国民健康保険特別会計診 療所施設勘定予算の件……………	2 9
第 2 5 号議案	平成 2 7 年度豊能町後期高齢者医療特別会計 予算の件……………	3 0
第 2 6 号議案	平成 2 7 年度豊能町介護保険特別会計事業勘 定予算の件……………	3 1
第 2 7 号議案	平成 2 7 年度豊能町下水道事業特別会計予算 の件……………	3 2
第 2 8 号議案	平成 2 7 年度豊能町生活排水処理事業特別会 計予算の件……………	3 4
第 2 9 号議案	平成 2 7 年度豊能町水道事業会計予算の件……………	3 4
散 会 の 宣 告	……………	3 6

平成27年第1回豊能町議会定例会会議録（第1号）

年 月 日 平成27年3月3日（火）

場 所 豊 能 町 役 場 議 場

出席議員 14名

1 番 野村 剛志	2 番 管野英美子
3 番 永谷 幸弘	4 番 橋本 謙司
5 番 井川 佳子	6 番 高橋 充徳
7 番 岩城 重義	8 番 小寺 正人
9 番 永並 啓	10番 竹谷 勝
11番 福岡 邦彬	12番 高尾 靖子
13番 西岡 義克	14番 川上 勲

欠席議員 0名

地方自治法第121条の規定により、議会に出席を求めた者は、次のとおりである。

町 長 田中 龍一	副 町 長 中井 勝次
教 育 長 石塚 謙二	総 務 部 長 内田 敬
生活福祉部長 木田 正裕	建設環境部長 石田 望
上下水道部長 高 秀雄	教 育 次 長 今中 泰行
消 防 長 高田 龍二	会 計 管 理 者 川上 和博

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 乾 利昭	書 記 杉田 庄司
書 記 増田 稔	

議事日程

平成27年3月3日（火）午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 町長の町政運営方針について
- 日程第 4 第 1 号議案 豊能町教育長の任命につき同意を求めること
について
- 日程第 5 第 2 号議案 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の
一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の
整理等に関する条例制定の件
- 日程第 6 第 3 号議案 教育長の職務に専念する義務の特例に関する
条例制定
- 日程第 7 第 4 号議案 教育長の勤務時間、休日、休暇等に関する条
例制定の件
- 日程第 8 第 5 号議案 豊能町子どものための教育・保育給付に関す
る利用者負担額を定める条例制定の件
- 日程第 9 第 6 号議案 豊能町指定介護予防支援事業の人員及び運営
並びに指定介護予防支援等に係る介護予防の
ための効果的な支援の方法に関する基準等を
定める条例制定の件
- 日程第 10 第 7 号議案 豊能町地域包括支援センターの人員及び運営
に関する基準を定める条例制定の件
- 日程第 11 第 8 号議案 豊能町土砂等による土地の埋立て等の規制に
関する条例制定の件
- 日程第 12 第 9 号議案 豊能町行政手続条例改正の件
- 日程第 13 第 10 号議案 豊能町一般職の職員の給与に関する条例改正
の件
- 日程第 14 第 11 号議案 職員の管理職手当に関する条例改正の件
- 日程第 15 第 12 号議案 職員の退職手当に関する条例改正の件
- 日程第 16 第 13 号議案 豊能町立認定こども園条例改正の件
- 日程第 17 第 14 号議案 豊能町乳幼児等の医療費の助成に関する条例

等改正の件

日程第 1 8	第 1 5 号議案	豊能町介護保険条例改正の件
日程第 1 9	第 1 6 号議案	大阪府豊能地区教職員人事協議会規約の変更 に関する協議について
日程第 2 0	第 1 7 号議案	平成 2 6 年度豊能町一般会計補正予算の件
日程第 2 1	第 1 8 号議案	平成 2 6 年度豊能町国民健康保険特別会計事 業勘定補正予算の件
日程第 2 2	第 1 9 号議案	平成 2 6 年度豊能町後期高齢者医療特別会計 補正予算の件
日程第 2 3	第 2 0 号議案	平成 2 6 年度豊能町介護保険特別会計事業勘 定補正予算の件
日程第 2 4	第 2 1 号議案	平成 2 6 年度豊能町下水道事業特別会計補正 予算の件
日程第 2 5	第 2 2 号議案	平成 2 7 年度豊能町一般会計予算の件
日程第 2 6	第 2 3 号議案	平成 2 7 年度豊能町国民健康保険特別会計事 業勘定予算の件
日程第 2 7	第 2 4 号議案	平成 2 7 年度豊能町国民健康保険特別会計診 療所施設勘定予算の件
日程第 2 8	第 2 5 号議案	平成 2 7 年度豊能町後期高齢者医療特別会計 予算の件
日程第 2 9	第 2 6 号議案	平成 2 7 年度豊能町介護保険特別会計事業勘 定予算の件
日程第 3 0	第 2 7 号議案	平成 2 7 年度豊能町下水道事業特別会計予算 の件
日程第 3 1	第 2 8 号議案	平成 2 7 年度豊能町生活排水処理事業特別会 計予算の件
日程第 3 2	第 2 9 号議案	平成 2 7 年度豊能町水道事業会計予算の件

開会 午前9時30分

○議長（竹谷 勝君）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、平成27年第1回豊能町議会定例会を開会をいたします。

定例会に当たりまして、町長より発言を求められていますので、これを許します。

田中龍一町長。

○町長（田中龍一君）

皆様、おはようございます。

議長から発言のお許しがございましたので、平成27年第1回豊能町議会定例会の開会に当たりまして一言御挨拶申し上げます。

しばらく穏やかな日が続いていたのですが、けさは大変冷え込み、霜がおりておりました。寒暖の差が激しい日が続いておるこのごろでございます。

議員の皆様には、公私何かとお忙しいところ、議案審議のため御参集いただきましてまことにありがとうございます。

さて、昨年年末には、政府は臨時閣議で地方創生に向けた長期ビジョンと今後5年間の総合戦略を決定しました。総合戦略は地方の人口減少抑制や東京一極集中の是正を図るため、2020年までに地方で計30万人の若者の雇用を生み出すことや、東京圏への転入超過を食いとめることなどを目標に掲げました。50年後を見据えた長期ビジョンは、1人の女性が生涯産む子どもの数を推計した合計特殊出生率が2040年に2.07に回復した場合、2060年に人口1億人程度を維持できると展望し、若者の結婚や子育てへの希望の実現に取り組み、出生率の向上を図ることを示しました。

この長期ビジョンや総合戦略を受けて、ことしは豊能町も独自の総合戦略を策定いたします。策定に際しましては、豊能町のメリットをフルに生かしたものにする必要があります。そのメリットとは、まず都心から通勤可能な場所であるということ。また、若者でもたくさんの子どもを育てることが可能な大きな不動産を買える価格であるということ。また、治安がよく、学校も荒れておらず、自然環境も豊富であること、つまり、初めて子育てする若い夫婦にとっても非常に子育てをしやすい環境にあることです。また、行政の規模が小さいことを生かし、全ての子育て世帯への手厚いサービスの提供や、行政組織の横の連携を密にすることによる、妊娠から出産、子育て、保育所、幼稚園、小学校、中学校と切れ目のないサービスの提供が行いやすいなど、このような豊能町のメリットをフルに生かした総合戦略としていきたいと思っております。

さて、後ほど議長のお許しを得て、平成27年度の町政運営方針を述べさせていただきますが、本日、議会に提案させていただきます議案は、人事案件1件、条例制定7件、条例改正7件、補正予算5件、当初予算8件、その他1件の合計29件でございます。どうかよろしく御審議いただき御決定賜りますようお願い申し上げます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（竹谷 勝君）

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

お諮りいたします。

広報特別委員会並びに町広報担当課より、今会期中における写真撮影の申し出があります。

申し出どおり写真撮影を許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(竹谷 勝君)

異議なしと認めます。

よって今会期中、写真撮影を許可いたします。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、4番・橋本謙司議員及び5番・井川佳子議員を指名いたします。

日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月23日までの21日間といたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(竹谷 勝君)

異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から3月23日までの21日間と決定いたしました。

(発言する者あり)

○議長(竹谷 勝君)

ちょっと暫時休憩。

(午前9時36分 休憩)

(午前9時37分 再開)

○議長(竹谷 勝君)

会議を再開をいたします。

ただいま申し上げました平成27年度当初予算提出に対して、町長の町政運営方針となっておりますのが間違いで、町長の町政。

(発言する者あり)

○議長(竹谷 勝君)

再度申し上げます。

お手元に配付の平成27年第1回豊能町

議会定例会議事日程第1号の日程第3、町長の施政方針についてとなっておりますのが、町長の町政運営方針の誤りですので訂正をお願いいたします。

それでは、平成27年度当初予算提出に対しまして町長の町政運営方針演説がございました。

田中龍一町長。

○町長(田中龍一君)

それでは、平成27年度町政運営方針を説明させていただきます。

はじめに。

第1回豊能町議会定例会が開催され、平成27年度予算案および関連諸議案をご審議いただくにあたり、平成27年度の町政運営における基本的な考え方と主な施策について、所信の一端を申し上げます。

本町は、急激な人口の減少が続いているとともに、超少子高齢社会が到来しています。

それに伴い、自主財源である町税は減少を続けており、地方交付税などの依存財源に頼らざるを得ない財源構造から財政運営は益々厳しくなっております。

そこで、将来にわたり安定した町政運営を行い、中長期的には基金取崩しに頼らない財政基盤の確立を目指し、財政健全化に向け、歳入の確保と歳出削減策が必要として、昨年4月に「財政健全化推進プラン」を策定しました。

また、同時に、多様化する住民ニーズへの対応や住民の皆さまの期待と信頼に応える町政の推進、さらに住みよい豊能町のまちづくりと町の活性化に向けた取り組みが必要と考えております。

このような状況を踏まえ、平成27年度の予算編成方針においては「人口の減少及び少子化に対応する施策」、「教育の充実、子育て支援にかかる施策」、「地域防災力

の向上にかかる施策」に重点をおきました。

平成27年度予算案。

平成27年1月14日に平成27年度の政府予算案が閣議決定されました。基本方針では、財政健全化と経済再生が相互に寄与する「好循環を作り出す」路線を明示し、国・地方の基礎的財政収支（プライマリーバランス）の赤字にかかる財政健全化目標について「着実に達成するよう最大限努力する」としており、高齢化に伴い増大する社会保障費については「自然増も含め聖域なく見直す」とし、消費税率10%への引き上げ時に実施する予定だった子育て支援や医療など社会保障充実策の優先順位付けを行ったうえで、「可能な限り、予定通り実施する」としています。

その一方で、中長期的な経済発展のため、地方創生、女性の活躍推進などは「強力に推進する」との方針を打ち出しながら、

「1 復興の加速化」・「2 経済の再生」・「3 地方の創生」・「4 女性が輝く社会の実現」・「5 教育の再生」などを重要な政策上の柱としています。

そのような状況の中、本町の財政状況は、平成22年度から実行してきた「財政再建計画」に基づき職員給与などの人件費カットや事務事業の見直しを行ってきたことに加え、普通交付税の増などにより、平成25年度決算では、経常収支比率が91.0%と前年度比3.5%改善しております。

しかしながら、積年の課題であるダイオキシン対策の問題も残っており、また、自主財源の大半を占める町税が人口減少や高齢化により毎年大幅に減少していることなど、依然として非常に厳しい財政運営となっております。

さらに、国においては、地方交付税総額を減額することから、本町への影響も少なくないものと思われませんが、平成27年度

予算案は、「まちの創生と健全な財政運営の達成を同時に目指す」ことを原則としつつ、経常的経費のさらなる削減と歳入の確保を進め、限りある財源を住民サービスの充実と町の活性化策に重点的に配分する編成としました。

例えば、地方版「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推進、乳幼児等医療費助成の拡充、小中一貫教育等の充実、留守家庭児童育成室の対象の拡充などによる教育・子育て支援の充実を図るとともに、自主防災組織への防災資器材等の購入助成や消防署タンク車の更新整備等に加え、住民を対象とした防災出前講座や避難訓練等を実施し、地域防災力の向上と住民の安全・安心の確保、吉川支所庁舎の改修による長寿命化と利便性の向上を周辺整備とあわせて実施し、さらなる住民サービスの向上に向けた取り組みを行います。

本町の平成27年度当初予算案の総額は、一般会計62億3,500万円、特別会計63億6,677万7,000円、水道事業会計11億809万4,000円、合計137億987万1,000円であります。

以下、第4次豊能町総合計画に掲げております6つの基本目標と方向性の項目に区分して、平成27年度の町政運営の方針と事業の内容につきまして、順次ご説明申し上げます。

目標1「住民と行政との信頼・協働によるまちづくり」について。

住民の参画と協働のまちづくりの推進に向け、社会福祉協議会等との連携強化やシルバー人材センターの活用のほか、NPO団体とも連携を進めていきます。

町の情報発信については、リニューアルされたホームページなどを最大限に活用し、町の魅力発信に努めます。

また、イメージキャラクターとよのんの

活動を通じ、町の様々な魅力や特性を町内外に効果的・積極的に発信・PRしていきます。

のせでんアートライン事業につきましては、能勢電鉄が主体となって実行委員会形式で実施するアート事業に参画することで、アートを活かした集客と地域の活性化を図ります。

高山右近没後400年の年にあたり、住民が主体となった顕彰事業等に町としても積極的に連携することにより、高山右近と町のPRを行ってまいります。

ふるさと寄付につきましては、豊能町を知っていただき、応援していただけるようホームページやチラシを活用し、町内外へ情報発信を行うとともに、これまでに寄付をいただいた方々にも引き続き町を応援していただけるよう、寄付金の活用内容などを発信していきます。

まち・ひと・しごと創生法に基づく、地方版総合戦略につきましては、「地方人口ビジョン」により人口の将来展望を定め、目標の達成に資する平成28年度から5か年の基本的な方向、具体的な施策をとりまとめまいります。

吉川支所につきましては、耐震診断の結果、耐震性に問題がなかったものの、経年による老朽化が著しいことから、庁舎の改修工事を実施し、新たに多目的トイレの設置や省エネ化・長寿命化を図ってまいります。

さらに、旧吉川幼稚園を解体し、その跡地を駐車場として整備してまいります。また、支所との間にスロープを設置して、来庁者の利便性向上を図り、今後も良好な住民サービスを継続して提供してまいります。

目標2「地域で育て、地域で育つ、人を大切にするまちづくり」について。

教育・子育てについては「地方教育行政

の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が平成27年4月1日より施行されることから、本町におきましても、その法律の本旨である地方教育行政における責任を明確化し、あわせて迅速な危機管理体制の構築を図るとともに町としての教育大綱を策定するための「総合教育会議」を設置します。さらに、改正法に基づく新たな教育長を任命し、教育行政の充実を図ってまいります。

子ども・子育て支援新制度が平成27年4月からスタートするにあたり、子ども・子育て支援法に基づき、留守家庭児童育成室の対象を小学校1年生から6年生まで拡充するとともに、保育所・こども園において一時預かりを実施してまいります。

地域で安心して子育てができる環境づくりのために、毎月19日を「育児の日」として、妊娠期・子育て期の親世代だけでなく、幅広い世代を対象に育児講座等を実施し、子育てを応援するまちづくりを目指してまいります。

乳幼児等医療費の助成につきましては、現在の制度は、通院については「小学校就学前まで」、入院については「中学校卒業まで」でしたが、入院・通院ともに「18歳到達の年度末まで」大幅に拡大し、新たに「子ども医療費助成」として、保護者等の医療費負担の軽減を図ります。

小中一貫教育等の充実につきましては、これまで取り組んできた小中一貫教育をさらに推進し、加えて保育・幼児教育との連携も視野に入れるとともに、少子化等に伴い児童生徒数が減少している状態を踏まえ、今後の保育・教育施設のあり方について総合的に検討を進めます。

小学校の給食調理業務につきましては、職員の配置状況を踏まえ、これまでと同様の自校調理方式を堅持しつつ、民間委託を

順次行ってまいります。

小中学校施設の修繕につきましては、防災機能強化のため、光風台小学校及び吉川中学校各体育館の吊り天井の撤去を行います。さらに東能勢中学校において、北館の屋上防水工事等を実施します。

中学校情報機器更新につきましては、中学校の情報教室の老朽化したパソコンの更新を行うとともに、生徒の学習意欲を引き出すよう、IT機器を活用した、わかりやすい授業の充実を図ります。

生涯学習のさらなる推進と地域全体で子どもを育む環境づくりを支援するために、児童・生徒と社会教育関係団体及び公民館利用団体とが交流できる場を提供してまいります。

音楽ふれあい事業として、吹奏楽を通じた音楽鑑賞や楽器体験により情操教育の推進をさらに図るとともに、親子のふれあいを含めた子育て支援を行ってまいります。

図書館創立30周年を迎えるにあたり、人々の暮らしに役立ち、必要とされる図書館のさらなる発展を目指すため、回顧展の開催や、子どもの読書環境の向上並びに読書活動の土台をより強固にするため、絵本の紹介冊子を作成し、子育て支援の推進を図ってまいります。また、老朽化した屋上の防水工事を行うことにより、建物や図書、機器等の財産を守るとともに、館内の読書環境の改善を図ってまいります。

人権啓発の推進につきましては、豊能町人権尊重のまちづくり条例の目的である「あらゆる差別をなくし人権意識の高揚を図り、すべての町民の基本的な人権が尊重される明るく住みよいまちづくり」を目指し、引き続き取り組みを進めてまいります。

目標3「豊かな自然景観・田園風景が生きるまちづくり」について。

資源循環型社会の構築につきましては、

ごみ減量化・再資源化を図るため、廃棄物減量等推進員をはじめとする住民や町内事業者の方々と連携を深め、減量の具体的な方法を例示するなどして、ごみ減量・資源化街頭PR等の啓発を引き続き積極的に実施してまいります。

ごみ処理基本計画につきましては、現計画が平成28年度までの計画であることから平成27年・28年の2か年で、平成29年度から平成38年度までの10年間の計画を策定してまいります。

家庭ごみにつきましては、平成20年10月に豊能町廃棄物減量等推進審議会から「有料化が適当である」とする答申を受け、平成23年4月より粗大ごみの有料化を実施してきたところです。今後は、可燃ごみ・不燃ごみについて有料化の検討をしてまいります。

ダイオキシン類汚染物につきましては、豊能郡環境施設組合が国や大阪府と連携して、安全・確実に無害化処理ができるよう取り組んでいるところであり、町としても早期解決に向けて、最大限努力してまいります。

目標4「元気で暮らせる支え合いのまちづくり」について。

健康寿命の延伸のための取り組みの一つとして、歩くことを通じて健康をつくる「ウエルネスウオーキング～1日1万歩運動～」を実施し、「毎月25日」を豊能町ウオーキングデーとするなど住民の皆さまが健康で生きがいを持ち、豊かな生活を送ることにより、生活習慣病の予防や介護予防につなげてまいります。

また、この取り組みを進めるため、老朽化した歩道舗装面の補修を行い、安全で快適な歩行空間の確保に努めます。

健康づくりの推進につきましては、住民が自ら健康に関する意識を育み、健やかに

生活することを目標に、一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組めるよう、各種健康（検）診・予防接種・体力づくり・母子保健・歯科保健などの充実を図り、住民の健康づくりを推進します。

高齢者の生活支援につきましては、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、地域住民が参画した地域ケア会議を開催し、多様な生活支援や介護サービスを提供できる体制づくりを進めてまいります。

また、第6期豊能町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、地域包括ケアシステムを構築し、地域の実情に応じた高齢者保健福祉や介護保険サービスの充実を図ってまいります。

高齢者等外出支援の公用車（おでかけくん）につきましては、車輛を更新し、引き続き予約・運行業務の委託を行い、外出が困難な高齢者および身体障害者に対し、介護予防、健康づくり、生きがいづくりを推進してまいります。

高齢者見守りネットワーク事業につきましては、引き続き、町と民間事業者が連携して日ごろの業務中に気づいた高齢者の異変等を通報し、地域の高齢者の「さりげない見守り」を行うセーフティネットの輪を広げます。

障害福祉については、第4期障害福祉計画に基づき、障害福祉関連制度の適切な情報提供に努めるとともに、町内外の障害福祉関連施設や事業所などを有効に活用することにより障害福祉サービスの充実に努めます。

目標5「活力のあるまちづくり」について高齢化が進む農村では、人手不足などの理由で遊休農地の増加が問題となっています。これら遊休農地の再生や農地の維持保全活動をボランティアの方の協力も得て地

域の人々とともに進めてまいります。食の安全・安心に関心が高まる中、食の重要性を認識するため、都市と農村の交流事業として農作業体験事業を参加者主体で実施し、作物の栽培をとおして農業を実感する機会を設けてまいります。

地元で生産されたものを地元で消費するという地産地消事業のさらなる推進のために、学校給食への地元食材の供給などに生産者とともに取り組んでまいります。

農空間の保全につきましては、多面的機能支払交付金を活用し、農業者と農業者以外の方との協働による農空間の維持管理活動、環境保全や多面的機能の増進を図る活動を行う団体を支援してまいります。

高山コミュニティセンター「右近の郷」につきましては、指定管理者が「右近の郷」を活用し、家族参加型のイベントや地域に根差した交流拠点づくりをとおして、農業振興及び町全体の活性化等、新たな事業の展開を進めてまいります。

森林の有する多面的な機能を維持・増進させ、健全な森林を育成するため、除間伐等の造林事業について、補助事業を活用し、森林組合と連携をしながら実施します。

鹿・猪による農作物等への被害は、深刻な問題であることから、有害鳥獣捕獲による個体数の調整を引き続き猟友会の協力のもと実施します。

アライグマによる農作物被害については、捕獲用檻を増備し引き続き農家等に貸し出し、個体数の減少に取り組みます。

観光振興につきましては、観光ボランティアの育成など積極的に活動されている観光協会や豊能地区広域観光推進協議会、大阪府が進めている「大阪ミュージアム構想」と連携を図り、町の資源である自然・歴史・文化や特産品などを広く町内外にPRすることで、多くの人に町を訪れていた

だけよう取り組んでまいります。

目標6「安全・安心のまちづくり」について。

災害対策の推進につきましては、「自らの命は自ら守る」という考えのもと、「防災・減災」を目的として、「人と人との絆」「地域の絆」の重要性を認識していただくとともに、自助・共助の意識向上を図ってまいります。

阪神淡路大震災や東日本大震災を経験し、住民の防災意識が高まっていること、また近年各地で発生している大規模な土砂災害を踏まえ、町においても住民を対象とした防災出前講座や避難訓練等を実施していきます。また、居住地の危険性の実態を知っていただくために、土砂災害等に対応したハザードマップを住民との協働で作成するとともに、それらを活かした訓練を実施することとあわせて自治会を母体とした自主防災組織に対して、防災資器材等の購入補助を行うことにより地域防災力の向上を図ってまいります。

昨年2月25日に木代地内で発生した土砂の崩落事故をうけ、土砂等による土地の埋立てに対して規制を行い、災害の発生を防止し、良好な環境を保全するとともに住民の安全を確保してまいります。

消防力の強化については、火災や事故等のあらゆる災害に対して、住民が安全で安心して暮らせる町づくりを推進するため、消防署や消防団の活動が迅速かつ円滑に行われるよう消防タンク車や分団ポンプ車の更新を行うなど資器材の整備を実施します。

救命・救急業務につきましては、多発する消防・救急事案に対応するため、住民を対象とした各種講習会を実施し、広く住民に対する応急手当等の普及啓発活動を行います。また、年々増加傾向にある救急事案については、府民相談窓口である「大阪救

急安心センター」と連携を図り適正な救急活動に努めます。

子どもを犯罪から守る地域の見守りにつきましては、地域に根差し、特色ある防犯活動に取り組む防犯ボランティア団体に対し、補助や支援を行ってまいります。

安心できる住まいの確保につきましては、住宅の耐震診断、耐震設計・改修に対して、費用の一部を補助し、地震に対する安全性の向上を図ってまいります。

住民の高齢化が進み、高齢者を狙う悪質商法や架空・不当請求などが後を絶たない状況で、その手法も複雑多様化しています。最新の被害情報収集を行い、出前講座等による啓発活動の充実とともに、消費生活の相談日を1日増やし週4日とし相談体制の強化に努めてまいります。

定住人口の維持・増加を図り、バランスのとれた人口構成の実現や地域社会の活性化を図るため、豊能町に住む親世帯と同居または近居するために転入する子世帯の住宅取得およびリフォーム工事費用の一部を助成する「いっしょに住マイル助成事業」を行ってまいります。

また、新名神高速道路のインターチェンジが町の隣接地に設置され、豊能町へのアクセスが向上することから、町の活性化につながるよう今後とも引き続き情報収集や関係各所への要望をしてまいります。

ときわ台駅につきましては、平成26年度策定の駅周辺等整備方針を踏まえ、駅施設のバリアフリー化や駅前ロータリーの再整備によるターミナル化など、総合的な整備に向けた取り組みを推進してまいります。

地域公共交通につきましては、定住化の促進と高齢者にやさしいまちづくりを目指した基本構想に基づき、阪急バス北大阪ネオポリス線箕面トンネル経由便や箕面森町線延伸実現などの交通施策推進に引き続き

取り組んでまいります。

光風台駅前エスカレーターにつきましては、平成26年度の調査により判明した課題への対応について、早急に検討してまいります。

上水道事業につきましては、平成25年度に実施した第2期水道施設耐震診断の結果に基づき、新光風台高区配水池耐震補強工事や高山配水池耐震補強実施設計を行います。また、電気計装設備の更新や引き続き漏水対策事業を行い、安定・安心な給水の確保に努めます。

下水道事業につきましては、老朽管渠の補修工事を順次行っていきます。また、料金改定を4月に実施しますが、今後も経費の削減や効率的な維持管理に努めるとともに、衛生的な環境を守ります。

社会保障・税番号制度の開始にともなう番号の通知につきましては、平成27年10月に全ての国民に番号が付番され、国との情報連携は平成29年1月から、地方公共団体との情報連携は平成29年7月から開始が予定されており、本町においても情報連携の実現に向けた関係システムの改修を順次進めてまいります。

また、地域イントラネットの更新につきましては、メインサポートが終了するサーバ群およびクライアント等を最新の技術を取り入れ更新します。

むすびに。

以上、新年度のまちづくりに臨む私の所信の一端と本議会に提案しております平成27年度予算案の主な施策の概要について申し上げます。

新年度は、「第4次豊能町総合計画」がスタートして5年目となります。

先見性とスピード感を持ち、広域行政も推進しながら、住民の皆さまと協働によるまちづくりを進め、自助・共助・公助の機

運の醸成を図り、総合計画がめざすまちの将来像「人とみどりが輝くまち とよの」の実現に向けて、職員一丸となって住民の期待と信頼に応えてまいります。

これからの町政運営にあたりまして、議員の皆さまの一層のご理解・ご協力と、住民の皆さまの積極的なまちづくりへの参画を心からお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（竹谷 勝君）

この際、暫時休憩いたします。

議員の皆様は議員総会を行いますので、会議室のほうにお集まりください。

（午前10時06分 休憩）

（午前11時13分 再開）

○議長（竹谷 勝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。日程の順序を変更させていただきたいと思っております。

第1号議案から第4号議案までについて、本日、あす、一議事一処理で予定をしておりますけれども。

（発言する者あり）

○議長（竹谷 勝君）

本日、予定をしておりますけれども、教育委員会制度の理解を深めるために最終日に日程を変更して、一議事一処理で進めたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（竹谷 勝君）

ではそのようにさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

次に、日程第8「第5号議案 豊能町子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例制定の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

今中教育次長。

○教育次長（今中泰行君）

皆様、こんにちは。

それでは、第5号議案、豊能町子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例の制定につきまして御説明申し上げます。

本件は、平成24年8月に成立しました子ども・子育て関連3法の一つであります子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育給付を受ける幼稚園、保育所及び認定こども園や小規模保育施設において就学前の子どもが教育・保育のサービスを受けた場合の保護者の利用者負担額について必要な事項を定めるものでございます。

第5号議案及び概要資料をお開きください。

まず、趣旨、第1条でございますが、子ども・子育て支援法に基づく子どものための教育・保育給付に関する利用者が負担すべき費用について必要な事項を定めることとしております。

第2条、定義でございます。この条例の用語の意義は、子ども・子育て支援法の定めるところによります。

第3条からの利用者負担額ですが、まず第1項では、法第27条第3項第2号それから第28条第2項の各号、第29条第3項第2号、第30条第2項各号及び法附則第9条第1項各号で規定しております、支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して町が定める額、これを以下「利用者負担額」という。という表現をしておりますが、それぞれ当該規定の政令で定める額を限度としまして、規則で定めるものとしております。

第2項としまして、法附則第6条第4項に規定する額におきましても、規則で定めることとしております。

概要資料をごらんください。

第3条第1項に規定する法の各条項についてでございます。

第27条第3項第2号は、施設給付費に係ります利用者負担額の規定で、これは幼稚園、保育所、認定こども園の施設で、支給認定を受けた子どもたちが教育・保育サービスを受けた場合の利用者負担額を規定するものでございます。

それから、第28条第2項の各号で、第1号は特定教育・保育施設、第2号は特別利用保育、それから第3号は特別利用教育、これらは全て特例施設型給付費と申しまして、それらに係る利用者負担額を規定するものでございます。例えば、幼稚園、保育所、こども園において緊急やむを得ない事情により保育・教育の認定前に緊急に教育・保育を受けた場合、これを特例といいます。また、幼稚園での教育を受ける1号認定の子どもが保育所で保育を受けた場合、それから保育を受ける2号認定の子どもが幼稚園で教育を受けた場合の利用者負担額、こういったものを規定しているものでございます。

次の第29条第3項第2号は、地域型保育給付に係ります利用者負担額を規定するもので、利用定員が原則20人を下回る小規模の保育事業者が、ゼロ歳から2歳までの子どもで3号の保育認定の子どもを保育した場合の利用者負担額を規定するものでございます。

次に、第30条第2項の各号で、第1号は特定地域型保育、それから第2号は特別利用地域型保育、第3号は特定利用地域型保育、それから第4号は特例保育の特例地域型保育給付に係る利用者負担額を規定するもので、20人を下回る小規模の保育事業者において緊急やむを得ない場合、また、保育の認定を受けた子どもが緊急やむを得ず保育を受けた場合、幼稚園で教育を受け

る1号認定の子どもが保育を受けた場合、それから保育を受ける3歳から5歳の2号認定の子どもが保育を受けた場合、それから特定教育・保育及び特定地域型保育の確保が著しく困難である離島とかその他の地域で特例保育を受けた場合が第4号の特例保育の利用者負担額を規定するものでございます。

次に、法附則第9条第1項各号でありますが、これは私立幼稚園に関する利用者負担額を規定するものでございます。

次に、第3条第2項でありますが、これは法附則第6条第4項に規定する私立保育所に関する利用者負担額について規定するものでございます。これは教育・保育給付の制度では、本来は事業者が保護者から保育料を徴収し、市町村は国が定める保育の費用額から利用者負担額を差し引いて給付費を支給するものでございますが、私立保育所については当分の間、国が定める保育の費用総額を事業者に給付費として支給し、市町村が保護者から保育料を徴収することとする規定でございます。この場合の利用者負担額を規定するものでございます。

次に、第4条、利用者負担額の減免では、町長は、災害その他の理由により特に必要があると認めるときは、利用者負担額を減額し、または免除することができる旨を規定しております。

第5条、委任事項でございます。この条例の施行に関して、徴収に関することとありますが、必要な事項は規則で定めることを規定しております。

次に、条例案の附則でございます。

第1項としまして、本条例の施行日は、支援法の施行日である平成27年4月1日からとするものでございます。

第2項及び第3項としまして、本条例の制定に伴いまして、豊能町立保育所条例及

び豊能町立幼稚園条例の保育料に係ります規定は、この条例で定めます利用者負担額とする旨の改正を行うものでございます。

その中で、附則の中でうたっております保育所条例の第5条第2項でございます延長保育料について、前項の改正で町長が定める保育料の規定がなくなるものでございまして、第2項で、規則で定める旨を新たに規定しております。

次の第3項では、第2項を入れたことにより項の番号がずれたものでございます。

次に、附則第3項でございます。豊能町立幼稚園条例でありますが、第6条第1項において幼稚園の保育料を1人年額12万円とする規定を、本条例で定めます利用者負担額を保育料として規定するものでございます。

第2項で、現在の幼稚園の保育料は年額として規定をしておりますが、利用者負担額は子ども・子育て支援法の趣旨により月額で規定する予定でありますことから、保育料の月割額の規定を削除するものでございます。

説明は以上でございます。御審議の上御決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（竹谷 勝君）

日程第9「第6号議案 豊能町指定介護予防支援事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例制定の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

木田生活福祉部長。

○生活福祉部長（木田正裕君）

第6号議案、豊能町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例制定

の件につきまして、説明を申し上げます。

本件につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による介護保険法の一部改正に伴い、これまで厚生労働省令で定められておりました指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等について、市町村の条例で定めることとなったことから、本町におきましても新たに条例を制定し、必要な事項を定めるものでございます。

では、条例案の内容について説明をいたします。

第1条で、町が指定介護予防支援事業等に関する基準等について定めるとするこの条例の趣旨を、第2条で、条例で定める基準は基本的には厚生労働省令で定められている基準に準拠すると定めるものでございますが、ただし書きといたしまして、サービス記録の保存年限について5年と定めるものでございます。

第3条で、条例以外に必要な事項は町長が別に定めるとする委任規定を定めております。

なお、附則といたしまして、この条例は平成27年4月1日から施行し、第2条ただし書きの規定は、施行日までに保存期間が満了していない記録とする適用区分を規定するものです。

説明は以上でございます。御審議を賜り御決定いただきますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（竹谷 勝君）

日程第10「第7号議案 豊能町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例制定の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

木田生活福祉部長。

○生活福祉部長（木田正裕君）

第7号議案、豊能町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例制定の件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本件につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による介護保険法の一部改正に伴い、これまで介護保険法施行規則、厚生労働省令で定めておりました地域包括支援センターに係る包括的事業を実施するために必要なものに関する基準について、市町村の条例で定めることとなったことから、本町におきましても新たに条例を制定し、必要な事項を定めるものでございます。

では、条例の内容について説明をいたします。

第1条は、地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定めるとするこの条例の趣旨を、第2条は、この条例における用語の意義を、第3条は、地域包括支援センターの職員が協働して包括的支援事業を実施する基本方針を、第4条は、職員に係る基準及び職員の員数を、第5条では、地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえ、適切、公正かつ中立な運営を確保することを、第6条は、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるとする委任規定となっております。

なお、この条例は、平成27年4月1日から施行いたします。

説明は以上でございます。御審議を賜り御決定いただきますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（竹谷 勝君）

日程第11「第8号議案 豊能町土砂等

による土地の埋立て等の規制に関する条例制定の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石田建設環境部長。

○建設環境部長（石田 望君）

それでは、第8号議案、豊能町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例制定の件について御説明申し上げます。

議案書20ページをごらんください。

豊能町土砂等による土地埋立て等の規制に関する条例を次のように定めるものでございます。

提案理由は、町の良好な自然環境と生活環境を保全するとともに、土壌の汚染、土砂等の崩落や飛散等による災害の発生を防止し、町民生活の安全を確保するため、土地の埋立て等に対する必要な規制を定めるものです。

それでは、条例の内容について御説明申し上げます。

第1条においては、条例の目的を環境保全と災害の発生の防止としています。

第2条では用語の定義を行っており、条例の適用を受ける埋立等の行為を特定事業と位置づけ、その特定事業の用に供する区域の面積が500平方メートル以上3,000平方メートル未満の行為を条例の対象としております。なお、3,000平方メートル以上の行為については府条例の適用となります。

また、小規模な行為地で1カ所では500平方メートルに満たない行為であっても、隣接等を一団と認められる場合は条例を適用します。

第3条は、町の責務規定であり、町は災害の発生防止のため、埋立等の状況を把握する体制を整備するとともに、必要な施策を総合的に推進するものとします。

第4条から第6条は埋立等を行う者、土

砂等を発生させる者、土地所有者等の責務規定であります。

第7条において、特定事業を行おうとする者は、事前に許可を受けなければならないものとし、例外的に許可の要らない特定事業を列挙しております。

第8条から第10条は、第7条の許可を受けるための申請に必要な町長との事前協議、住民への周知及び土地所有者等の同意要件を定めるものです。

第11条は、許可の申請時に提出する必要な書面、書類の規定を定めるものです。なお、申請は町長との事前協議が調ってから1年以内に行わなければならないこととしています。

第12条は、許可をするための必要条件を規定しており、この条例に違反し、罰則を受け、3年が経過していない者、暴力団員や暴力団員密接関係者、この条例により許可を取り消されて3年を経過していない者、不正または不誠実な行為を行うおそれのある者などに該当しないこと、特定事業が3年以内に完了すること、事業排水の検査ができるようになっていること、災害の発生を防止するための埋立の構造になっていること及び申請者は埋立等を的確に行う資力があることなどを要件としております。

第13条は特定事業の許可に際し必要な条件を付すことができる趣旨の規定をしております。

第14条は、特定事業の許可を受けた者は、災害の発生防止のための必要な措置を講じることを規定し、第15条においては、許可を受けた内容の変更の手続を定め、変更においても当初許可申請と同様の手続が必要なことを規定しております。

第16条から第19条は、特定事業を行っている間に行うべき届け出や報告事項を定めており、その結果土壌汚染のおそれ等

必要があると認めるときには、第20条において土壌の検査ができることとしております。

第21条では特定事業の標識の掲示を、第22条では特定事業の使用された土砂等の土量の報告を定めております。

第23条、第24条では、特定事業の廃止、休止、完了及び終了の規定をしており、廃止等を行う場合には廃止等を行おうとする日の2カ月前までに特定事業による災害の発生を防止するための措置に係る工程等を届け出、それに基づき措置しなければならないことと定めております。

第25条では名義貸しの禁止を、第26条では相続等の規定に定めております。

第27条は、許可基準、許可条件または災害等により人の人命、身体もしくは財産等を害する事態が生じるおそれがあるときには必要な措置を講じるよう勧告することができることを定めており、それに従わないときには第28条において命令をすることができることと定めております。

第29条は、許可の取り消し要件を、不正な手段で許可を取得したときや命令違反などとし定めております。

第30条では関係書類の保存義務を定め、第31条においては土地所有者に対し、施行条件の把握と災害の発生のおそれのあるときにはみずから特定事業を行っている者に対して中止を求めるなどを行うとともに、関係機関に通報することとしております。

また、第32条において、災害の発生を防止するための措置を講じるよう命令することができることと定めております。

第33条、第34条では、関係機関への協力要請等必要な報告と資料提出の規定を定め、第35条において職員の立入検査権を規定し、第36条においては違反者等の氏名や違反の内容を公表できることとして

います。

第38条から第42条において、条例の実効性を担保するため、1年以下の懲役または100万円以下の罰金刑の規定を設けております。

なお、附則において、この条例は平成27年7月1日に施行することとし、施行の際、現に特定事業を行っている者に対しては6カ月間の猶予規定を定めております。

説明は以上でございます。御審議の上御決定いただきますよう、よろしくお願いたします。

○議長（竹谷 勝君）

日程第12「第9号議案 豊能町行政手続条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

第9号議案、豊能町行政手続条例改正の件について御説明申し上げます。

議案書の37ページから40ページをお開き願います。また、条例の概要説明資料並びに新旧対照表もあわせて御参照願いたします。

本件は、行政手続法の改正により行政指導の中止等の求めの手續、処分等の求めの手續等が定められたことに伴い、法が適用されない町の機関が行う行政指導の中止等の求めの手續、条例等に基づく処分等の求めの手續等について、改正法と同様の規定を定めるものでございます。

以下、概要説明資料に沿って御説明を申し上げます。

改正の概要は大きく二つの項目がございます。一つは行政指導の中止等の求めについてでございます。

まず、法律または条例に基づいて法令に違反する行為の是正を求める行政指導を受けた者が、当該行政指導が法律または条例

の要件に適合しないと思う場合には、町の機関に対しその旨を申し出て、行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができるようにするための手続を定めるものでございます。

また、町の機関は、ただいま申し上げた申し出があったときは、必要な調査を行い、当該申し出に係る行政指導が法律または条例の要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならないこととするものでございます。

二つ目は処分等の求めについてでございます。

何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のための条例等に基づく処分または法律もしくは条例に基づく行政指導がされていないと思う場合には、処分をする権限を有する行政庁または行政指導をする権限を有する町の機関に対し、その旨を申し出て、処分または行政指導をすることを求めることができるようにするための手続を定めるものでございます。

また、行政庁または町の機関は、ただいま申し上げた申し出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分または行政指導をしなければならないこととするものでございます。

なお、行政指導の方式についてでございますが、行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、町の機関が許認可等をする権限または許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項等を示さなければならないこととするものでございます。

最後に附則でございますが、この条例は平成27年4月1日から施行することとし、

税条例及び国民健康保険税条例の条ずれに伴う整備を行うものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（竹谷 勝君）

日程第13「第10号議案 豊能町一般職の職員の給与に関する条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

第10号議案、豊能町一般職の職員の給与に関する条例改正の件について御説明申し上げます。

議案書の41ページから42ページをお開き願います。また、条例の概要説明資料並びに新旧対照表もあわせて御参照お願いいたします。

本件は、職員の給与に関する条例、これは大阪府条例でございますが、その適用を受けていた職員が、新たに条例の適用を受けることとなった場合の給料月額等の特例措置を設けるものでございます。

改正の内容でございますが、附則に三つの項を加えるもので、附則第21項は、併任職員の給料月額の特例として、併任職員の給料月額は、その者が引き続き大阪府の給与条例の適用を受けたものとした場合との権衡を失しないよう、町長が別に決定することができるものとするものでございます。

附則第22項は、割愛した指導主事の給料月額の特例として、大阪府の給与条例の教育職給料表の適用を受けていた職員が引き続き同じ適用を受けたものとした場合との権衡を失しないよう、町長が別に決定することができるものとするものでございます。

附則第23項は、併任職員に支給する地域手当の特例として、給料と同様、町長が

別に決定することができるものがございます。

なお、この条例は平成27年4月1日から施行いたします。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（竹谷 勝君）

日程第14「第11号議案 職員の管理職手当に関する条例改正の件」を議題いたします。

提案理由の説明を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

第11号議案、職員の管理職手当に関する条例改正の件について御説明申し上げます。

議案書の43ページから44ページをお開き願います。また、条例の概要説明資料並びに新旧対照表もあわせて御参照お願いいたします。

本件は、行財政改革の一環として平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間、管理職手当の支給月額を減額するとともに、職の支給月額の見直しを行うものがございます。

改正の内容でございますが、1点目は支給月額の減額でございます。減額率は、部長等、理事、次長が15%、課長等が10%、主幹が7%でございます。部長等は5万8,000円を4万9,300円に、理事は5万5,000円を4万6,750円に、次長は5万円を4万2,500円に、課長等は4万円を3万6,000円に、主幹は3万8,000円を3万5,340円に、それぞれ減額するものがございます。

なお、減額率、金額とも現行の時限条例と同じ内容であり、さらに2年延長するものがございます。

削減の効果額は2年間で約533万円でございます。

改正の2点目は、職の支給月額の見直しでございます。

消防署長の支給月額を職責を踏まえ改定するもので、課長級から次長級に改め、4万円を5万円とするものがございますが、減額措置期間中は15%カットの4万2,500円を支給するものがございます。

なお、この条例は平成27年4月1日から施行いたします。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

（発言する者あり）

○議長（竹谷 勝君）

暫時休憩します。

（午前11時46分 休憩）

（午前11時47分 再開）

○議長（竹谷 勝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第15「第12号議案 職員の退職手当に関する条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

第12号議案、職員の退職手当に関する条例改正の件について御説明申し上げます。

議案書の45ページから53ページをお開き願います。また、条例の概要説明資料並びに新旧対照表もあわせて御参照お願いいたします。

本件は、国家公務員退職手当法の改正内容に準じ、定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例を拡充するとともに、退職手当の調整月額の改定等を行うものがございます。

改正の内容でございますが、概要説明資

料に沿って御説明を申し上げます。

1点目は、定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例、つまり割増率等の拡充でございます。対象となる年齢を50歳以上から45歳以上に引き下げ、退職時と定年までの残年数1年当たりの割増率を年2%から年3%に引き上げ、勤続期間の条件を25年以上から20年以上に引き下げるものでございます。

2点目は、早期退職希望者の募集に関する規定の整備でございます。現行の勸奨退職制度にかえて、募集の実施要項の記載事項等を定めるとともに、実施に当たっての必要な事項を定めるものでございます。

3点目は、退職手当の調整額の改定でございます。退職前の職責、職務の級に応じて退職前5年分を加算する調整月額を改定するもので、第1号区分の7級から第5号区分の3級まで、それぞれ調整月額を改定するものでございます。

なお、この条例は平成27年4月1日から施行いたします。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（竹谷 勝君）

日程第16「第13号議案 豊能町立認定こども園条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

今中教育次長。

○教育次長（今中泰行君）

それでは、第13号議案、豊能町立認定こども園条例の一部改正につきまして御説明申し上げます。

本件は、平成24年8月に成立した子ども・子育て関連三法の一つであります、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に

伴いまして、豊能町立認定こども園を幼保連携型認定こども園とするため、関係規定について所要の改正を行うものでございます。

第13号議案概要資料をお開きください。

まず、設置、第1条第1項でございます。法の改正によりまして、認定こども園を定義する条項が、法の根拠が改正されたため、ふたば園を改正前の法第7条1項で定義する認定こども園から、改正後の法第2条第7項で規定する幼稚園、保育所、既存の幼稚園、保育所とは法的に別の施設とした幼保連携型認定こども園と位置づけるものでございます。

第2条、定義でございます。この条例の用語の意義は、子ども・子育て支援法の定めるところによるものでございます。

同条の第2項では、現在のふたば園は豊能町立保育所条例でふたば保育所、それから豊能町立幼稚園条例でふたば幼稚園を、それぞれ個別の保育・教育施設として位置づけた上で2施設を幼保一元化した幼保連携型の認定こども園としていたものを、今回一体の独立した施設としてふたば園を位置づけるため、構成する施設の名称を削除するものでございます。

第2条、利用定員、それから第4条、入園の決定、それから第6条、保育料の減免、第7条、休園または退園については、改正前条例ではそれぞれ保育所条例、幼稚園条例によることを規定しておりましたが、今回、一体の独立した施設とした認定こども園条例とすることから、条例規定を定めるものでございます。

第3条、事業の内容でございます。第1項では改正法に規定する教育・保育の目標及び保護者に対する子育ての支援について、事業内容を規定するものでございます。

第5条、保育料ですが、4月から子ど

も・子育て支援法に基づく教育・保育に係る給付制度となります保育所それから幼稚園、認定こども園等の施設を利用する際の利用者負担額を定める条例を今議会に第5号議案で上程しております。第5条第1項で、その条例で規定する額を豊能町立認定こども園の保育料とするものでございます。

同条第2項では、幼稚園教育を受ける園児が利用する預かり保育の保育料につきまして、豊能町立幼稚園条例で規定する預かり保育料と同じとするものでございます。

同条第3項では、保育を受ける園児が利用する延長保育の保育料について、豊能町立保育所条例で規定する延長保育料と同じものとするものでございます。

第8条、委任事項でございます。この条例に定めるもののほかは規則で定めるものでございます。

附則でございます。附則の第1項、本条例の施行日を子ども・子育て支援法の施行日である平成27年4月1日とするものでございます。

附則の第2項及び第3項では、本条例案第1条の改正理由により、豊能町立保育所条例及び豊能町立幼稚園条例から、それぞれ、豊能町立ふたば保育所及び豊能町立ふたば幼稚園の名称及び位置の規定を削除するものでございます。

説明は以上です。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（竹谷 勝君）

日程第17「第14号議案 豊能町乳幼児等の医療費の助成に関する条例等改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

木田生活福祉部長。

○生活福祉部長（木田正裕君）

それでは、第14号議案、豊能町乳幼児等の医療費の助成に関する条例等改正の件

につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の改正は、在宅医療との公平性の観点から、乳幼児等、ひとり親家庭、障害者の各医療費助成において、入院時食事療養費の助成を廃止するとともに、乳幼児等の保護者の医療費負担の軽減を図るため、入院・通院ともに対象を18歳到達の年度末までに引き上げるほか、保護者の所得による助成の制限をしないこととするため、所要の改正を行うものでございます。

説明資料の条例の概要及び新旧対照表をごらんください。

はじめに、これまで乳幼児等の医療費助成では15歳年度末、ひとり親家庭並びに障害者の医療費助成では18歳年度末まで助成しておりました入院時食事療養費の規定を廃止するものでございます。

次に、乳幼児等の医療費の助成に関する条例におきまして、第2条第2項の児童の定義を、満18歳に達した日以降における最初の3月末日を経過するまでの者を言うことと改めることで、対象年齢を引き上げ、さらに第3条対象者の規定から保護者の前年中の所得の条文を削除することで所得制限を撤廃するものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例の施行は平成27年7月1日からとし、また、経過措置としてこの条例の施行期日前に係る医療費については、なお従前の例によることとしております。

説明は以上でございます。御審議を賜り、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（竹谷 勝君）

日程第18「第15号議案 豊能町介護保険条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

木田生活福祉部長。

○生活福祉部長（木田正裕君）

第15号議案、豊能町介護保険条例改正の件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、第6期介護保険事業計画期間である平成27年度から平成29年度までの3年間について、介護保険の適正な運営を図るため、第1号被保険者の介護保険料率を改定するとともに、低所得者層への対策として所得区分の細分化を行うもの及び介護予防、日常生活支援総合事業の実施時期の猶予を定めるものでございます。

それでは、概要説明資料及び新旧対照表をごらんください。

まず、第7条、保険料率の期間を平成27年度から平成29年度に改めます。

次に、第7条の各号は、第1号から順に各段階における保険料となり、第5期では8段階プラス特例2段階だったものを、第6期では12段階とするため、第1段階であります第7条第1号の額を2万7,028円に改め、順に第2段階では4万2,044円に、第3段階は4万5,048円に、第4段階は5万4,057円に、基準額となります第5段階は6万64円に、第6段階は7万2,076円に、第7段階は7万8,083円に、第8段階は8万1,086円に、第9段階は9万3,099円に、第10段階は10万8,115円に、第11段階は11万1,118円に、第12段階は12万128円にそれぞれ改めるものでございます。

次に、介護予防・日常生活支援総合事業の実施を平成29年4月1日から行い、平成27年度、28年度は行わないこととする実施猶予の規定を附則第8条として加えるものでございます。

なお、附則でございますが、第1項として施行日は平成27年4月1日から施行するものといたします。

第2項として、改正後の保険料は平成27年度から適用し、平成26年度以前の保険料は従前の保険料とするものでございます。

説明は以上でございます。御審議をいただき御決定賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（竹谷 勝君）

日程第19「第16号議案 大阪府豊能地区教職員人事協議会規約の変更に関する協議について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

今中教育次長。

○教育次長（今中泰行君）

それでは、第16号議案、大阪府豊能地区教職員人事協議会規約の変更に関する協議について御説明申し上げます。

本件は、地方自治法第252条の6の規定によりその例によることとされている同法第252条の2第1項の規定により、大阪府豊能地区教職員人事協議会規約の一部を変更する規約について関係市町と協議するため、同法第252条の2第3項の規定により提案するものでございます。

規約の一部変更は、大阪府豊能地区教職員人事協議会規約において会長を定めませんが、会長は豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町の3市2町の教育委員会の委員長のうちから選出することとしておりました。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月1日から施行され、教育委員会の委員長が廃止されることに伴い、協議会会長の選出方法及びこれに伴う諸規定について、所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表をごらんください。

第6条、組織でございますが、豊能地区3市2町の5人の教育長で組織するものとします。

第7条、会長でございます。5人の教育長のうちから選出するものでございます。

第8条、協議会委員は、会長の属する市または町を除いた教育委員会の教育長をもって当てるものでございます。

第13条、会議の運営、第13条第3項で、3市2町の教育委員会の教育長の全員の一致をもって決することを規定するものでございます。

第14条、幹事会は、3市2町の教育委員会の教育長をもって組織することを規定するものでございます。

附則でございます。附則第1項では、この規約は平成27年4月1日から施行することとしております。

附則第2項では、平成27年4月1日以降、委員長が在籍する市または町がある場合は、委員長を会長の候補者とし、それ以外の市または町は新教育長を候補者として会長の選出を行うことを規定しております。

附則第3項では、附則第2項の規定に基づき、教育委員会の委員長が在籍する市または町の教育委員会の委員長が会長である場合は現行の体制のままとなる旨を規定しています。

附則第4項では、施行日の前日において会長であった者が法の規定により施行日に会長でなくなった場合は、会長が属していた市または町の教育長とする旨を規定しています。

附則第5項では、附則第4項で選任された会長の任期は、平成28年3月31日までとすることを規定しております。

説明は以上でございます。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（竹谷 勝君）

この際、暫時休憩いたします。

再開は、午後1時といたします。

（午後0時05分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○副議長（橋本謙司君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第20「第17号議案 平成26年度豊能町一般会計補正予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中井副町長。

○副町長（中井勝次君）

第17号議案、平成26年度豊能町一般会計補正予算の件について、御説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

一般会計補正予算（第7回）でございます。

第1条といたしまして、歳入歳出の総額から、それぞれ7,136万円を減額し、歳入歳出それぞれ66億7,055万6,000円とするものでございます。

補正の款項の区分、金額は、2ページから3ページの第1表のとおりでございます。

次に第2条の継続費の補正ですが、4ページをお開き願います。

消防費の、消防庁舎新築移転工事業ですが、旧消防庁舎跡地の整備が今年度内に完了できないため、平成26年度の年割額を全額、平成27年度に変更するものでございます。

次に、第3条の繰越明許費の補正ですが、5ページをごらん願います。

総務費、総務管理費の非常用発電設備整備事業と民生費、社会福祉費の地域福祉計画見直し事業につきましては、いずれも今年度内に事業を完了することができないため、その全額を翌年度に繰り越すものでございます。

防犯灯事務事業は、防犯灯のLED化に

係る補助金ですが、未実施の自治会があることから、残額を翌年度に繰り越すものでございます。

次に、第4条の債務負担行為の補正ですが、6ページをお開き願います。

今年度に起こしました九つの債務負担行為につきまして、いずれも事業費が確定したため減額するものでございます。

それでは、今回の補正内容について、まず歳出から御説明申し上げます。

なお、今回の補正は事業費の確定に伴う不用額の減額と、歳入の確定に伴う財源振替を行います。それら不用額と財源振替の説明は省略させていただきます。不用額のうち社会保障税番号制度、いわゆるマイナンバー制度対応システム改修事業に係る経費につきましては、今回の補正で減額し、改めて平成27年度当初予算に計上いたしております。

それでは、14ページをお開き願います。

総務費、総務管理費、一般管理費の人件費事業ですが、勸奨退職などの退職手当を増額するものでございます。

次に、15ページをお願いいたします。

防災諸費の防災対策事業につきましては、先ほど繰越明許費のところでも申し上げました非常用発電設備整備事業ですが、今年度に行いました入札が不調となり、設計内容と積算を精査した結果、設計業務を委託し工事費を追加することとしたため、増額するものでございます。

次に、16ページをお開き願います。

民生費、社会福祉費、社会福祉総務費の国民健康保険特別会計事業勘定繰出金事業でございますが、国保に係る歳入の増額により、繰出金を増額するものでございます。

歳出については以上でございます。

次に歳入について御説明申し上げます。

10ページへお戻り願います。

10ページの国庫支出金、国庫負担金から12ページの府支出金、府補助金までは、いずれも事業費の確定による補正でございます。

次に、12ページの財産収入でございますが、町有地売却の入札を行いました。応札者がなかったため減額するものでございます。

なお、本件につきましては改めて平成27年度当初予算に計上いたしております。

13ページをごらんください。

財政調整基金繰入金でございますが、今回の補正の財源調整のため減額するものでございます。

御説明は以上でございます。御審議いただき御決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○副議長（橋本謙司君）

日程第21「第18号議案 平成26年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

木田生活福祉部長。

○生活福祉部長（木田正裕君）

第18号議案、平成26年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第3回）について、提案理由を説明させていただきます。

今回の補正は、保険基盤安定繰入金負担金の額の確定による財源振替するもの及び社会保障税番号制度、いわゆるマイナンバー制度対応システム改修事業に係る経費について、今年度中に執行することができないため、減額補正するものです。

補正予算書の1ページをお開き願います。

既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ172万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ29億3,547万8,000円とするものであります。

それでは、歳出より説明をさせていただきます。7ページをお開きください。

款1・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費の国民健康保険事務事業172万8,000円は、マイナンバー対応システム改修経費を減額補正するものです。

続いて、歳入の説明をさせていただきます。5ページをお開きください。

目1・一般被保険者国民健康保険税593万円の減額は、6ページの保険基盤安定繰入金を増額に振りかえるものです。

5ページ下段の目2・社会保障税番号制度補助金115万2,000円と、6ページの目1・一般会計繰入金のうち職員給与費等繰入金57万6,000円を合わせて172万8,000円の減額は、歳出で説明をいたしましたマイナンバーシステム対応経費の財源としていたもので、歳出と同額を減額補正するものでございます。

説明は以上です。御審議をいただき御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○副議長（橋本謙司君）

日程第22「第19号議案 平成26年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

木田生活福祉部長。

○生活福祉部長（木田正裕君）

第19号議案、平成26年度豊能町後期高齢者医療特別会計事業勘定補正予算（第1回）について提案理由を説明させていただきます。

今回の補正は、マイナンバーに関連するシステム改修経費について、今年度中に施行することができないため、予定していた経費の全額を減額するものでございます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ

86万4,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ3億8,782万7,000円とするものでございます。

それでは、歳出より説明させていただきます。お手元の補正予算書6ページをお開きください。

款1・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費の後期高齢者医療事務事業業務委託料86万4,000円は、マイナンバー関連のシステム改修を予定した経費を減額補正するものです。

続いて、歳入の説明をさせていただきます。5ページをお開きください。

款3・繰入金、目1・事務費繰入金は、システム改修に係る町の負担分で、全額を減額補正するものです。

説明は以上でございます。御審議をいただき御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○副議長（橋本謙司君）

日程第23「第20号議案 平成26年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

木田生活福祉部長。

○生活福祉部長（木田正裕君）

それでは、第20号議案、平成26年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第3回）について、提案理由を説明させていただきます。

今回の補正は、マイナンバーに関連するシステム改修経費について、今年度中に施行することができないため、予定していた経費の全額を減額するものでございます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ216万円を減額し、予算の総額をそれぞれ19億2,065万9,000円とするものでございます。

それでは、歳出より説明をさせていただきます。お手元の補正予算書6ページをお開きください。

款1・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費の介護保険事務事業業務委託料216万円は、マイナンバー関連のシステム改修を予定していた経費を減額補正するものです。

続いて、歳入の説明をさせていただきます。5ページをお開きください。

款3・国庫支出金、目4・介護保険事業費国庫補助金144万円は、歳出で御説明いたしましたシステム改修費に係る国の補助金で、下段の目4・その他一般会計繰入金は、同じく町の負担分で、どちらも全額を減額補正するものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○副議長（橋本謙司君）

日程第24「第21号議案 平成26年度豊能町下水道事業特別会計補正予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高上下水道部長。

○上下水道部長（高 秀雄君）

それでは、第21号議案、平成26年度豊能町下水道事業特別会計補正予算（第2回）につきまして御説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

第1条で、歳入歳出予算補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ173万6,000円を減額し、歳入歳出それぞれ5億5,729万3,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額を2ページから3ページに記載しております。

次に、第2条で、継続費の補正について、4ページの継続費補正で、総額を2億円、年度を平成25年度から平成26年度へ補正するものであります。これは、概算設計の内容を精査することによる減額と、交付金申請時に国より2カ年での工事完了するよう指導があり、工事を前倒ししたことにより年度を変更するものでございます。

第3条で、債務負担行為の補正について、5ページの債務負担行為で1万8,000円を減額するもので、平成27年10月より消費税10%を見込んでおりましたが、先送りされたことから減額するものでございます。

第4条で、地方債の補正について、6ページの地方債補正で、限度額を1,590万円に変更するもので、原田処理場の建設負担金の減額によるものでございます。

それでは、歳出より御説明申し上げます。11ページをお開き願います。

款1・下水道費、項1・下水道管理費で1,000万円の増額でございます。これは、12月議会でお認めいただきました公共下水道水洗便所改造資金貸付基金条例廃止に伴い、下水道債管理基金に積み立てるものでございます。

次に、項2・下水道整備費で、猪名川流域下水道事業建設負担金を減額するものでございます。これは、原田処理場改修工事の国庫補助金が満額確保できなかったことから、事業の見送りや出来高を減じたことによるものでございます。

続きまして、歳入の御説明をいたします。9ページをお開き願います。

款2・使用料及び手数料、項1・使用料で23万6,000円を減額するものでございます。

次に、款5・繰入金、項2・基金繰入金で1,000万円を増額するものでございま

す。これは、歳出で御説明しましたように、公共下水道水洗便所改造資金貸付基金条例廃止に伴い繰入を行うものでございます。

10ページをお開き願います。

款8・町債ですが、歳出で御説明いたしました猪名川流域下水道事業建設負担金減額に伴うものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議賜りまして御決定いただきますよう、お願い申し上げます。

○副議長（橋本謙司君）

日程第25「第22号議案 平成27年度豊能町一般会計予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中井副町長。

○副町長（中井勝次君）

第22号議案、平成27年度豊能町一般会計予算の件につきまして御説明申し上げます。

予算書の5ページをお開き願います。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額を62億3,500万円と定めるものでございます。これは、対前年度1,500万円の減、率にして0.2%の減でございます。

予算の款項の区分、金額は、6ページから12ページの「第1表 歳入歳出予算」によります。

次に、第2条といたしまして継続費でございますが、13ページをお開き願います。

「第2表 継続費」のとおり、ごみ処理基本計画策定事業の総額及び年割額を定めるものでございます。

次に、第3条といたしまして、債務負担行為でございます。14ページをお開き願います。

「第3表 債務負担行為」のとおり、人事給与システム更新事業から小中学校情報機器更新事業まで、九つの事業につきまし

て、債務負担行為の期間、限度額を定めるものでございます。

次に、第4条といたしまして、地方債でございます。15ページをお開き願います。

「第4表 地方債」のとおり、町道等維持補修事業債から16ページの臨時財政対策債まで、八つの事業につきまして、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものでございます。

恐れ入ります、5ページにお戻り願います。

第5条といたしまして、一時借入金でございますが、最高額を5億円と定めるものでございます。

第6条といたしまして、予算の流用でございますが、給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合に、同一款内で各項間の流用ができると定めるものでございます。

それでは、当初予算の概要について、まず歳出から御説明申し上げます。

なお、主な事業につきまして、別冊の当初予算説明資料に掲載しておりますので、説明を省略させていただきます。

予算書の21ページをお開き願います。

款の予算額が前年度と比べ増減が大きいものについて、その主な要因を申し上げます。

款1・議会費は省略させていただきます。

款2・総務費は9億7,042万7,000円で、対前年度1億2,394万円の減でございます。これは、吉川支所及び周辺整備事業や大阪府議会議員選挙、大阪府知事選挙などが増となる一方、退職手当、住民情報システムの更新、大阪府防災行政無線の整備などの減により、総額では減額となるものでございます。

次に、款3・民生費は17億5,240万5,000円で、対前年度4,683万6,000

円の増でございます。これは臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金給付事業が減となるものの、障害者自立支援事業や子ども医療費助成事業が増となるため、総額では増額となるものでございます。

款4・衛生費は8億9,674万4,000円で、対前年度3,318万4,000円の増でございます。これは、豊能郡環境施設組合負担金や上下水道事業補助金が増となるものでございます。

款5・労働費、款6・農林水産業費及び款7・商工費は省略させていただきます。

款8・土木費は3億9,463万9,000円で、対前年度5,665万8,000円の減でございます。これは、町道維持管理事業や土木総務費の人件費などが増となるものの、下水道事業特別会計への繰出金が減となったため、総額では減額となるものでございます。

款9・消防費は4億5,214万1,000円で、対前年度1億942万2,000円の増でございます。これは、消防署及び消防団の消防車両を買いかえることにより増額となるものでございます。

次に、款10・教育費は9億5,138万2,000円で、対前年度5,655万4,000円の増でございます。これは、主に光風台小学校及び吉川中学校の体育館天井落下防止工事の施工と、子ども・子育て支援事業の増が要因でございます。

歳出の御説明は以上でございます。次に歳入について御説明申し上げます。

19ページをお開き願います。

歳入におきましても、款の予算額が前年度と比べ増減が大きいものについて、その主な要因を申し上げます。

款1・町税は18億7,853万3,000円で、対前年度7,825万8,000円の減でございます。これは主に個人の町民税の

減と固定資産税の減によるものでございます。

款2・地方譲与税から款11・交通安全対策特別交付金は、いずれも国府の財政見込みを反映したのですが、款6の地方消費税交付金は1億7,946万8,000円で、対前年度1,596万8,000円の増、款10の地方交付税は19億3,800万円で、対前年度4,200万円の減でございます。

次に、款12・分担金及び負担金は9,598万5,000円で、対前年度929万円の増でございます。これは主に、消防署の消防車両買いかえにより、箕面市の負担金が増となるものでございます。

款13・使用料及び手数料は省略させていただきます。

次に、款14・国庫支出金はほとんど増減がありませんが、障害者自立支援給付費、社会保障番号制度関係事業費、社会資本整備総合交付金が増となる一方、臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金が減となり、総額ではほぼ同額となるものでございます。

次に、20ページをお開き願います。

款15・府支出金は3億5,067万1,000円で、対前年度4,026万5,000円の増でございます。これは主に障害者自立支援給付費や大阪府議会議員選挙及び大阪府知事選挙による増でございます。

款16・財産収入、款17・寄附金は省略させていただきます。

款18・繰入金は5億5,958万円で、対前年度1億744万2,000円の増でございます。これは公共施設整備基金繰入金や退職手当基金繰入金が増したものの、財政調整基金繰入金が増したことにより増でございます。

なお、充当先は別冊の当初予算説明資料に掲載しておりますので、御参照願います。

款19・繰越金、款20・諸収入は省略させていただきます。

款21・町債は5億1,808万円で、対前年度5,261万4,000円の減でございます。これは消防車両の買いかえにより消防債は増となるものの、臨時財政対策債が減となったため、総額では減額となるものでございます。なお、町債残高見込み額は予算書の157ページに掲載しておりますので、御参照願います。

御説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○副議長（橋本謙司君）

日程第26「第23号議案 平成27年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

木田生活福祉部長。

○生活福祉部長（木田正裕君）

それでは、第23号議案、平成27年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定予算の件につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

予算書の163ページをお開き願います。

第1条といたしまして、歳入歳出の予算の総額を、それぞれ35億1,476万5,000円と定めるものでございます。

第2条は、地方自治法第235条の2第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は2億円と定めるものでございます。

第3条につきましては、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができるものにつきまして定めるものでございます。

それでは内容につきまして、歳出から、主なものにつきまして説明をいたします。

184ページをお開き願います。

185ページにかけての款1・総務費、項1・総務管理費の3,298万9,000円は人件費と事務費、大阪府国保連合会との電算処理に要する経費及び連合会への負担金でございます。

次の、款1・総務費、項2・徴税費71万5,000円でございますが、保険税の賦課徴収事務に係る経費でございます。

186ページから187ページにかけての款2・保険給付費、項1・療養諸費であります。計17億9,970万円で、対前年度比0.9%減であり、平成26年度の医療費などを勘案し予算計上しております。

次の款2・保険給付費、項2・高額療養費2億6,669万3,000円につきましても、平成26年度の医療費を勘案し計上しております。

191ページをごらん願います。

款3・後期高齢者支援金等でございますが、後期高齢者医療制度に係る支援金3億5,250万1,000円を計上しております。

193ページをお開き願います。

款6・介護納付金1億2,267万4,000円でございますが、これは介護保険に係る負担分としまして第2号被保険者の保険税と国庫負担金等を合わせまして、社会保険診療報酬支払基金に対し拠出する経費でございます。

次の194ページにかけての款7・共同事業拠出金7億7,848万8,000円でございますが、大阪府内の全ての市町村が拠出する財源により費用負担を調整する再保険事業の拠出金でございます。平成26年度までは1件30万円以上の高額な医療費を対象にしていたものが、平成27年度からは1円以上、つまり全ての医療費を対象とするため、拠出金の積算方法が見直され、対前年度比163.3%増となっております。

195ページの款8・保健事業費、項1・特定健康診査等事業費でございますが、1,850万9,000円計上しております。これは医療保険者に義務づけられました生活習慣病予防に対する特定健診と保健指導に係る費用でございます。

199ページをお開き願います。

款11・諸支出金、項2・繰出金374万9,000円ですが、国保診療所施設勘定特別会計への繰出金で、特別調整交付金として国より交付される額を繰り出すものでございます。

歳出は以上です。

続きまして、歳入の主なものを御説明申し上げます。

戻っていただきまして、173ページから174ページをお開き願います。

款1・国民健康保険税であります。対前年度比9.5%減の6億7,356万4,000円を計上しております。これは、平成26年度で保険税率を改定したものの、所得の伸びが予想を下回った実績から勘案したものでございます。

175ページの款3・国庫支出金、項1・国庫負担金3億5,135万円でございますが、目1・療養給付費等負担金につきまして、保険給付費、老人保健拠出金、後期高齢者支援金並びに介護納付金に対する定率負担分でございます。

また、目2・高額医療費共同事業負担金は、高額医療費共同事業拠出金の4分の1に当たる負担金でございます。

次の項2・国庫補助金、目1・財政調整交付金9,685万円ですが、普通調整交付金は主に財政負担能力を考慮して配分されるものであり、市町村間の財政力の不均衡を調整するため交付されるものでございます。

また、特別調整交付金は、市町村の特殊

事情がある場合に考慮して交付されるものでございます。

次に、176ページの款4・療養給付費等交付金1億4,193万1,000円でございますが、退職被保険者等に係る給付費に対しての交付金でございます。

次の款5・前期高齢者交付金12億9,694万1,000円は、前期高齢者の加入率及び給付額に対しての交付金でございますが、対前年度比33.1%と大幅な増となっております。

177ページをごらん願います。

款6・府支出金、項2・府補助金、目2・都道府県財政調整交付金1億4,725万5,000円でございますが、保険給付費等に対しての交付金でございます。

178ページをごらん願います。

款7・共同事業交付金、目2・保険財政共同安定化事業交付金5億8,827万9,000円は、都道府県単位で実施いたします保険財政共同安定化事業拠出金に対しての交付金で、対前年度比246.2%の大幅な増となっております。

次の179ページ、款8・繰入金、目1・一般会計繰入金1億2,859万5,000円でございますが、保険基盤安定繰入金や地方交付税に算入される分等を一般会計から繰り入れするものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○副議長（橋本謙司君）

日程第27「第24号議案 平成27年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

木田生活福祉部長。

○生活福祉部長（木田正裕君）

それでは、第24号議案、平成27年度

豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定予算の件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

予算書の209ページをお開き願います。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億889万2,000円と定めるものでございます。

第2条は、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は5,000万円と定めるものでございます。

第3条につきましては、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定による、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができるものにつきまして定めるものでございます。

それでは内容につきまして、まず歳出から、その主なものにつきまして説明をいたします。

223、224ページをごらん願います。

款1・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費の5,856万9,000円は、主に職員人件費及び診療所の運営管理費に要する経費でございます。

次に225ページから226ページの款2・医業費4,269万2,000円は、診療に要する各種検査や歯科技工等の委託料及び医薬品、また内科・歯科電子カルテ用コンピュータのシステム保守等の経費を計上しております。

次の227ページにかけての款3・公債費でございますが、749万7,000円計上しております。これは、診療所建設起債に対します償還金でございます。

歳出は以上でございます。

次に、歳入の説明をいたします。

戻っていただき、218ページをごらん願います。

款1・診療収入の項2・外来収入の予算

でございますが、7,175万5,000円、また、219ページの項3・その他の診療報酬として諸検査等収入1,150万円を計上しております。

次に221ページの款5・繰入金、項1・繰入金は、一般会計から2,102万円、そして僻地診療所施設の運営補助といたしまして374万9,000円を国民健康保険特別会計から、それぞれ繰り入れをするものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますよう、よろしく申し上げます。

○副議長（橋本謙司君）

日程第28「第25号議案 平成27年度豊能町後期高齢者医療特別会計予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

木田生活福祉部長。

○生活福祉部長（木田正裕君）

それでは、第25号議案、平成27年度豊能町後期高齢者医療特別会計予算の件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

お手元の予算書239ページをお開き願います。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億8,388万9,000円と定めるものでございます。

それでは、内容につきまして、まず歳出から主なものにつきまして説明を申し上げます。

251ページをお開き願います。

款1・総務費は、電算機器の保守管理委託と保険料徴収の事務経費が主なものでございますが、マイナンバー対応システム改修経費として業務委託料312万9,000円を計上しております。

次に、252ページの款2・後期高齢者

医療広域連合納付金3億7,571万4,000円は、保険料徴収分等を広域連合に納付する負担金でございます。

続きまして、歳入の主なものを説明申し上げます。

戻っていただきまして、247ページをお開き願います。

款1・後期高齢者医療保険料は、特別徴収、普通徴収を合わせまして3億3,069万円の保険料を見込んでおります。

248ページをごらん願います。

款3・繰入金、項1・一般会計繰入金は、目1・事務費分といたしまして400万9,000円を、また、歳出で説明いたしましたマイナンバー対応システム改修経費の町負担分として312万9,000円、さらに目2・政令軽減分である保険基盤安定繰入金を4,502万1,000円計上しております。

説明は以上でございます。御審議いただき決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○副議長（橋本謙司君）

日程第29「第26号議案 平成27年度豊能町介護保険特別会計事業勘定予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

木田生活福祉部長。

○生活福祉部長（木田正裕君）

それでは、第26号議案、平成27年度豊能町介護保険特別会計事業勘定予算の件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

お手元の予算書257ページをお開き願います。

第1条といたしまして、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ18億9,364万6,000円と定めるものでございます。

第2条は、地方自治法第235条の3第

2項の規定による一時借入金の借入限度額を1億円と定めるものでございます。

また、第3条は、歳出予算の流用について、給料、職員手当、共済費及び保険給付費に係る予算額に過不足が生じる場合における同一款内での流用ができることを定めるものでございます。

内容につきまして、歳出から、その主なものにつきまして説明を申し上げます。

275、276ページをお開き願います。

款1・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費4,387万9,000円でございますが、この経費の主なものは職員人件費と介護保険システム使用料等に係る経費でございます。

277ページをお開き願います。

項3・介護認定審査会費、目1・認定調査等費1,421万9,000円は、主治医意見書作成の手数料や、業務委託料の要介護認定調査委託料等の経費でございます。

また、目2・介護認定審査会共同設置負担金1,234万7,000円でございますが、これにつきましては、池田市、能勢町、豊能町の1市2町によります認定審査会の負担金でございます。

279ページから285ページにかけての款2・保険給付費でございますが、平成27年度から平成29年度までの第6期介護保険事業計画での推計値に基づきまして、平成27年度分の予算額17億3,037万4,000円を計上しております。

次に、286ページの款4・地域支援事業費、項1・介護予防事業費の1,178万9,000円及び287ページの項2・包括的支援事業等費の5,195万7,000円でございますが、予防と自立支援に重点を置いた地域支援事業及び地域包括支援センターの運営に係る経費でございます。

次に、歳入につきまして説明を申し上げ

ます。

戻りまして、267ページをお開き願います。

款1・保険料の第1号被保険者保険料でございますが、国のワークシートに基づきまして、平成27年度から平成29年度までの3年間の介護保険サービス見込み額の平均で算出しており、65歳以上の第1号被保険者数を対象に算出した額に滞納分を含めまして5億635万1,000円を計上いたしております。

次に、268ページをお開き願います。

款3・国庫支出金、目1・介護給付費国庫負担金ですが、現年度分につきましては国の負担分といたしまして介護給付費の20%に相当する3億4,607万6,000円を計上しております。

項2・国庫補助金、現年度分調整交付金ですが、1,000円だけの科目設定のみとなっております。調整交付金は市町村ごとの介護保険財政の調整を行うための補助制度であり、基本的には給付費の5%相当分を交付されるものでございますが、第6期計画中の本町の交付率はゼロの予定となっているためでございます。

269ページのみ2・介護予防事業費交付金、現年度分284万4,000円は、地域支援事業の介護予防事業費の25%に相当する額、次の目3・包括的支援事業等費交付金、現年度分1,599万6,000円は、地域支援事業費の包括的支援事業等費の39.5%に相当する額を計上しております。

次の款4・支払基金交付金、目1・介護給付費交付金、現年度分4億8,450万5,000円は、第2号被保険者の負担分として介護給付費の28%に相当する額を計上しております。

また、目2・地域支援事業支援交付金、現年度分318万5,000円につきまして

は、地域支援事業費の介護予防事業費として、第2号被保険者の負担分28%に相当する額を計上しております。

270ページの款5・府支出金、目1・介護給付費府負担金、現年度分につきましては、大阪府の負担分であります介護給付費の12.5%に相当する額2億1,629万7,000円を計上しております。

次に、271ページをお開き願います。

款7・繰入金、項1・一般会計繰入金の目1・介護給付費繰入金、現年度分でございますが、町の負担分といたしまして介護給付費の12.5%の2億1,629万7,000円を計上しております。

目4・その他一般会計繰入金は、人件費や事務費分として交付税に算入されている分と合わせまして、6,885万円を計上しております。

次に、272ページでございます。

項2・基金繰入金、目1・介護給付費準備基金繰入金につきましては、第5期の余剰分などを積み立てた介護給付費準備基金から90万1,000円を繰り入れするものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○副議長（橋本謙司君）

日程第30「第27号議案 平成27年度豊能町下水道事業特別会計予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高上下水道部長。

○上下水道部長（高 秀雄君）

それでは、第27号議案、平成27年度豊能町下水道事業特別会計予算の件につきまして御説明申し上げます。

お手元の予算書301ページをお開きください。

第1条で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億4,996万9,000円と定めるものとございます。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、302ページの「第1表 歳入歳出予算」のとおりでございます。

第2条、地方債につきましては、地方自治法第230条第1項の規定により、305ページ「第2表 地方債」によるものとございますが、起債の目的、限度額、利率、償還方法などを定めております。

第3条、一時借入金につきましては、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1億円と定めるものとございます。

第4条、歳出予算の流用については、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、給料、職員手当及び共済費に係る予算に過不足が生じた場合における同一款内での経費の各項の間の流用を定めるものとございます。

それでは、歳出より御説明申し上げます。316ページをお開き願います。

下水道総務費は4,345万3,000円でございます。これは人件費事業、下水道運営事業で、主な費用としまして、各協議会の負担金や償還金、下水道債管理基金積立金と公課費でございます。前年度より増となっておりますが、公課費の増によるものとございます。

下水道維持管理費は1億4,818万4,000円でございます。これは人件費事業、下水道施設管理事業で、主な費用としましては施設の電気代、施設の保守管理や業務委託に要する委託料、猪名川流域下水道維持管理負担金などがございます。前年度とほぼ同額となっております。

318ページをお開き願います。

下水道整備費は6,504万6,000円で

ございます。これは、人件費事業、公共下水道建設事業で、主な費用としまして管渠更生工事や暗渠補修工事の工事請負費、猪名川流域下水道事業建設負担金などがございます。前年度より大幅な減となっておりますが、ときわ台中継ポンプ場長寿命化事業が完了したことによるものとございます。

319ページをお開き願います。

公債費は1億9,278万6,000円でございます。これは、元金や利子に係る費用でございます。前年度に比べ376万3,000円の減でございます。

予備費は50万円を計上しております。

続きまして、歳入予算の御説明を申し上げます。

311ページをお開き願います。

下水道分担金は2,000円でございます。

下水道使用料は2億6,054万9,000円で、前年度に比べ3,280万7,000円の増でございます。増の要因としましては、使用料改定によるものとございます。

312ページをお開き願います。

下水道手数料は13万6,000円でございます。これは、指定工事店等の更新手数料でございます。

利子及び配当金は30万1,000円であります。これは下水道建設基金等の運用収入であります。

一般会計繰入金は1億608万円でございます。前年度に比べ6,260万7,000円の減でございます。これは、雨水対策に係る一般会計からの繰入金などによるものとございます。

他会計繰入金で446万9,000円でございます。これは、水道事業会計から人件費分の一部を繰入するものとございます。

下水道建設基金繰入金は2,361万7,000円でございます。前年度に比べ5,088万1,000円の減でございます。減の要

因といたしまして、ときわ台中継ポンプ場長寿命化事業が完了したことによるものでございます。なお、下水道建設基金繰入金は、猪名川流域建設負担金や管渠更生工事等を実施するため基金をあてるものでございます。

314ページをお開き願います。

繰越金は1,461万1,000円でございます。

預金利子は1,000円、雑入は3,000円でございます。

下水道債は4,020万円で、前年度に比べ1,280万円の増であります。増の要因は、下水道事業債を増額したことによるものでございます。内訳としましては、流域下水道債2,510万円、特定管渠保全公共下水道債230万円、下水道事業債1,280万円でございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○副議長（橋本謙司君）

日程第31「第28号議案 平成27年度豊能町生活排水処理事業特別会計予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高上下水道部長。

○上下水道部長（高 秀雄君）

それでは、第28号議案、平成27年度豊能町生活排水処理事業特別会計予算の件につきまして御説明申し上げます。

お手元の予算書331ページをお開きください。

第1条で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,561万6,000円と定めるものでございます。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、332ページの「第1表歳入歳出予算」のとおりでございます。

342ページをお開き願います。

歳出より御説明申し上げます。

下水道維持管理費は656万9,000円でございます。これは人件費事業や生活排水処理施設管理事業の経費でございます。主なものは修繕料、手数料、業務委託料でございます。

343ページをお開きください。

下水道整備費は386万1,000円でございます。これは合併浄化槽設置に係る費用でございます。

公債費は、元金や利子に係る費用513万6,000円でございます。これは施設整備に借り入れた下水道債の償還金でございます。

予備費は5万円でございます。

続きまして、歳入予算の御説明を申し上げます。

339ページをお開き願います。

下水道分担金は38万3,000円でございます。これは下水道分担金でございます。

下水道使用料で185万1,000円でございます。65件の使用料でございます。

340ページをお開き願います。

繰入金は、一般会計繰入金で1,338万円でございます。

繰越金は1,000円であります。

諸収入は預金利子で1,000円でございます。

説明は以上でございます。御審議賜り御決定いただきますよう、よろしく願い申し上げます。

○副議長（橋本謙司君）

日程第32「第29号議案 平成27年度豊能町水道事業会計予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高上下水道部長。

○上下水道部長（高 秀雄君）

それでは、第29号議案、平成27年度豊能町水道事業会計予算につきまして御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開き願います。

まず第1条で、平成27年度豊能町水道事業会計の予算は、次に定めるものでございます。

第2条で、業務の予定量は、給水戸数8,023戸、年間総給水量204万8,000立方メートル、1日平均給水量5,611立方メートルを予定し、主要な建設改良事業は改良事業とするものでございます。

次に、第3条で定めるところの収益的収入及び支出でございます。

まず収入で、第1款の水道事業収益は、6億5,927万2,000円で、対前年度比1%の減であります。その内訳は、第1項の営業収益で4億5,058万5,000円、第2項の営業外収益で2億171万5,000円、第3項の特別利益で697万2,000円であります。減の要因は、給水人口の減によるものでございます。

次に支出で、第1款の水道事業費用は7億1,378万8,000円で、対前年度比0.5%の減であります。その内訳は、第1項の営業費用で6億6,010万8,000円、第2項の営業外費用で5,168万円、第3項の特別損失で100万円、第4項の予備費で100万円であります。ほぼ例年どおりの予算となっております。これにより、平成27年度の単年度収支見込みは5,451万6,000円の赤字が見込まれるところでございます。

第4条で定めるところの資本的収入及び支出でございます。

まず収入で、第1款の資本的収入は2億3,493万9,000円で、対前年度比73.5%の増であります。その内訳は、第1項の他会計繰入金で4,943万9,000円、

第2項の企業債で1億7,720万円、第3項の国庫補助金で830万円であります。増の要因は、古江浄水場改修事業債等によるものでございます。

次に支出で、第1款の資本的支出は3億9,430万6,000円で、対前年度比40%の増であります。その内訳は、第1項の建設改良費で2億330万7,000円、第2項の企業債償還金で1億9,099万9,000円あります。増の要因は、先ほど御説明いたしました古江浄水場改修事業等によるものでございます。

なお、資本的収入が資本的支出額に対して不足する額1億5,936万7,000円は、過年度分損益勘定留保資金1億4,469万6,000円及び当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,467万1,000円で補填するものでございます。

次に、第5条で企業債でございます。起債の目的を水道事業債、限度額を1億7,720万円と定めるものでございます。これは、古江浄水場改修事業や新光風台高区配水池耐震補強工事を実施するためのものでございます。

次に、第6条で定めるところの予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業費用と営業外費用と定めるものでございます。

次に第7条で、議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与と交際費とするものでございます。

次に第8条で、他会計からの繰入金は、企業債元利償還金等補助のため、一般会計から7,625万5,000円の繰り入れを受けるものでございます。

次に、第9条で、たな卸資産の購入限度額は513万5,000円と定めるものでございます。

以下、予算実施計画以降の説明につきま

しては省略させていただきます。よろしく御審議賜りまして御決定いただきますよう、お願い申し上げます。

○副議長（橋本謙司君）

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

今回は、あす、3月4日午前9時30分から会議を開きます。

どうもお疲れさまでした。

散会 午後2時04分

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

会議録署名議員の指名

会期の決定について

町長の町政運営方針について

- 第 1 号議案 豊能町教育長の任命につき同意を求めることについて
- 第 2 号議案 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例制定の件
- 第 3 号議案 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例制定
- 第 4 号議案 教育長の勤務時間、休日、休暇等に関する条例制定の件
- 第 5 号議案 豊能町子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例制定の件
- 第 6 号議案 豊能町指定介護予防支援事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例制定の件
- 第 7 号議案 豊能町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例制定の件
- 第 8 号議案 豊能町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例制定の件
- 第 9 号議案 豊能町行政手続条例改正の件
- 第 10 号議案 豊能町一般職の職員の給与に関する条例改正の件
- 第 11 号議案 職員の管理職手当に関する条例改正の件
- 第 12 号議案 職員の退職手当に関する条例改正の件
- 第 13 号議案 豊能町立認定こども園条例改正の件
- 第 14 号議案 豊能町乳幼児等の医療費の助成に関する条例等改正の件
- 第 15 号議案 豊能町介護保険条例改正の件
- 第 16 号議案 大阪府豊能地区教職員人事協議会規約の変更に関する協議について
- 第 17 号議案 平成 26 年度豊能町一般会計補正予算の件
- 第 18 号議案 平成 26 年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件

- 第19号議案 平成26年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算の件
第20号議案 平成26年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件
第21号議案 平成26年度豊能町下水道事業特別会計補正予算の件
第22号議案 平成27年度豊能町一般会計予算の件
第23号議案 平成27年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定予算の件
第24号議案 平成27年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定予算の件
第25号議案 平成27年度豊能町後期高齢者医療特別会計予算の件
第26号議案 平成27年度豊能町介護保険特別会計事業勘定予算の件
第27号議案 平成27年度豊能町下水道事業特別会計予算の件
第28号議案 平成27年度豊能町生活排水処理事業特別会計予算の件
第29号議案 平成27年度豊能町水道事業会計予算の件

以上、会議の次第を記し、これを証するためここに署名する。

平成 年 月 日署名

豊能町議会 議長

豊能町議会 副議長

署名議員 4番

同 5番